



## 引っ越し

## 引っ越しの際は各種届け出を

転入・転出・転居・世帯変更届は期限内に

### 転入届

- ・住所を定めた日から14日以内の届け出
- ・前住所地の市区町村からの転出証明書が必要
- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用して転出届をした方は、必ずカードを持参

**転出届** 転出先住所および転出予定日が決まったら、14日前から手続きできます。

**転居届** 住み始めた日から14日以内に届け出

**世帯変更届** 変更があった日から14日以内  
※住所変更（転入・転居）の方はマイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）に新住所を裏書きしますので持参してください。  
※窓口では、本人確認の書類が必要になります。（顔写真付き免許証、または保険証や年金手帳など2点以上の証明）

繁忙期の窓口業務を1時間延長

**期間** 3月28日(木)～4月3日(水)  
**時間** 18時15分まで  
**窓口** 町民課 戸籍グループ(1番窓口)

### 取扱業務

- ・転入届、転出届、転居届、世帯変更届、世帯合併届、世帯分離届の受理
- ・印鑑登録の受け付け
- ・諸証明の交付（住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など）
- ・戸籍関係届書の受理（死亡届、出生届、婚姻届、離婚届など）
- ・マイナンバーカード交付、電子証明書更新

### 住民票・印鑑証明の事前予約制

平日に電話で交付の予約をすると、休日に日直室で受け取ることができます。

**住民票** 本人か同一世帯の方

**印鑑証明** 印鑑登録している本人のみ

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ  
☎82-2674

## 戸籍

## 3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります

### 戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）を請求できるようになります。（注意1）コンピューター化されていない戸籍を除きます。また、一部事項証明、個人事項証明書（抄本）は請求できません。

（注意2）戸籍の附票、戸籍諸証明（独身証明書、身分証明書など）は広域交付の対象外です。

### 【広域交付で戸籍証明書などを請求できる方】

1. 本人
2. 配偶者（死亡した夫または妻の戸籍を配偶者が請求する場合、婚姻後の戸籍のみ広域交付を利用できます。
3. 父母、祖父母など（直系尊属）
4. 子、孫など（直系卑属）

### 【利用にあたっての注意事項】

1. 市区町村の窓口に来て請求する必要があります。
2. 郵送や代理人による請求はできません。
3. 窓口に来た方の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674

## ごみ・家電

## ルールを守って排出を

### 粗大ごみの出し方

#### ① 回収を依頼

ごみ処理券（1枚160円）を貼って白老清掃（☎82-2319）に申し込む。

#### ② 直接持ち込む

環境衛生センターに直接持ち込み。（重さで料金を支払う）

※雨や雪が降っているときは、布団・ソファなどの布・革製のものは濡れないようにシートをかぶせ、袋に入れてください。

### 家電4品目の出し方

エアコン、テレビ（パソコンモニター含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は、家電リサイクル法により町で処理できないことから回収していません。

#### ① 回収を依頼

家電取扱店か白老清掃に問い合わせしてください。別途リサイクル手数料と運搬料金がかかります。

#### ② 直接持ち込む

郵便局でリサイクル手数料を支払い、指定引き取り場所（町外）へ搬入する。

※取扱店、指定引き取り場所などはごみ分別事典を確認してください。

問い合わせ先：生活環境課  
環境グループ ☎82-2265